

# 志津学区防災本部規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、志津学区防災本部（以下、「本部」という）と称する。

(目的)

第2条 本部は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、志津学区内の自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

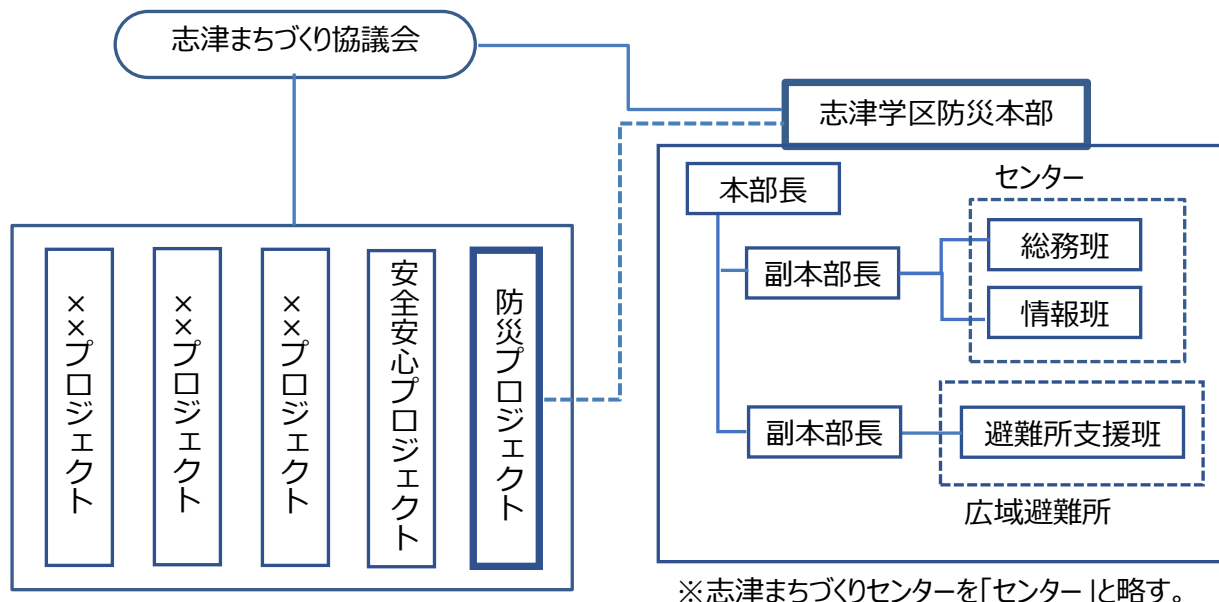
(事業)

第3条 本部は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における学区内災害情報収集・共有、広域避難所開設・運営支援等応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備に関すること。
- (5) その他、本部の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第4条 本部は、災害発生時と平常時に区分して活動するため次のような構成とする。



学区防災組織の役割分担

区分	担当組織	主な役割
平常時の活動	防災プロジェクト	防災要員教育、防災訓練、防災資料更新等
災害発生時	志津学区防災本部	広域避難所の開設・運営支援、情報収集

(役職)

第5条 本部の役職と担当は、次の通りとする。

役職	担当	人数	
本部長	志津まちづくり協議会会長	1名	
副本部長(センター)	志津まちづくり協議会副会長	1名	
副本部長(避難所)	志津まちづくり協議会副会長	1名	
総務班	班長	志津まちづくりセンター長	1名
	班員	志津まちづくりセンター職員	1名/日
情報班	班長	防災プロジェクトリーダー	1名
	班員	災害活動要員、防災プロジェクトメンバー	2名/日
避難所支援班	班長	防災プロジェクトサブリーダー	1名
	班員	災害活動要員、防災プロジェクトメンバー	10名/日

※災害活動要員は、各種団体からの選出と事前エントリー者で確保する。

(任期)

第6条 本部の役職の中で担当が志津まちづくり協議会の役職は、協議会の役員任期中とする。  
また、災害活動要員は、志津まちづくり協議会の役員任期と同程度とする。

(本部の業務)

第7条 本部の業務は、次の通りとする。(以下、「センター」は、志津まちづくりセンターを示す。)

本部長	志津学区防災本部の統括責任
副本部長(センター)	本部長の補佐及びセンターの総務班、情報班の統括
副本部長(避難所)	本部長の補佐及び避難所支援班の統括
総務班	センター避難所対応、災害対応要員確保 その他、庶務事項諸々
情報班	住民の安否確認情報の集約、建屋等の被災状況情報の集約 その他、市防災本部との連絡窓口 要援護者の被災情報の集約
避難所支援班	広域避難所開設準備支援、広域避難所受け入れ業務支援 広域避難所運営支援

(組織と活動)

第8条 本部は、災害発生時の対応を行い、平常時の訓練などについては、防災プロジェクトの活動として行うものとする。  
具体的な活動については、別表「防災計画」に定める。

(プロジェクト会議)

第9条 本部の会議は、平常時の活動として、防災プロジェクトがプロジェクト会議として実施し、次の事項を審議する。

- (1) 本規約の改定に関する事。または、本規約に定めのない事項。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 本部の運営に関する事。
- (4) その他、本部長が必要と定めた事。

プロジェクト会議で審議した事項の中で本規約の改定に関する事は、理事会で承認を得ることとする。

(経費)

第10条 本部の運営に必要な経費は、防災プロジェクトが予算確保する。

(付則)

この規約は令和5年4月1日から施行する。

別表「防災計画」

1, 災害発生時の対応（地震時）

(1) 初動（出動）

地震発生後、草津市内の地震震度区分に応じて志津学区防災組織の構成要員は次の対応を行い、災害対応活動に従事する。ただし、地震が収まり、無傷で、自宅等の消火、応急復旧作業の必要が無い者があらかじめ定められた役割を実施する。支障がある場合には志津学区防災本部に連絡する。

市内・震度	対応	備考
4	いつでも出動できるよう待機	
5強	班長以上は出動	要員は待機
6以上	要員全員出動	広域避難所は鍵管理人(代理含む)到着まで外で待機

本部（情報班、総務班）要員は志津まちづくりセンター（以下、「センター」という）に集合し、避難所支援班要員は広域避難所（当面は志津小学校のみ）に集合する。以降の活動は本部（情報班、総務班）、並びに広域避難所に分かれて対応する。

(2) 災害対応活動

本部長は本計画に基づき、災害対策活動を行う。副本部長は本部長の指揮に従い、班長に指揮して活動を行う。各班長は活動拠点到着後に副本部長の指揮に従い、以下の活動を行う。

役割	実施事項	備考
本部長	○本部長は要員の集合状況を把握し、必要な場合には動員をかけて要員を確保する。	
総務班	○班員は地震後速やかにセンターに集合する。 ○班長は班員の集合状況を把握する。 ○班長は班員を指示してセンターが避難所になる場合を想定し、受入れ準備を行う。 ○班長は本部長の指示に従い、災害対応活動サポートに必要な諸々の業務を行う。	
情報班	○班員は地震後速やかにセンターに集合する。 ○班長は班員の集合状況を把握する。 ○班長は班員を指示して各自主防災会、草津市災害対策本部（以下、「市」と略す）、総務班との連絡手段が確保されていることを確認する。 ○班長は被災情報収集・共有活動マニュアルに従い、以下の活動を開始する。 ○震災発生2時間後を目途に各自主防災会と連絡を取り、住民の安否確認、被災状況等の情報を収集する。 ○収集した情報を集約し、市・志津学区防災本部に報告する。 ○第1報以降、適宜情報を集約し、市・志津学区防災本部に報告する。 ○市・志津学区防災本部からの連絡事項は必要に応じ各自主防災会に連絡する。 ○各自主防災会からの救援要請等については最大限の対	班員に確認連絡をする。 連絡手段は ①固定電話 ②携帯電話 ③携帯メール ④LINE の順とする。  これらの業務は災害復旧が落ち着くまで継続する

	応を行い、人命救助・減災に努める。 (詳細はマニュアル参照)	
避難所 支援班	○班員は地震後速やかに志津小学校に集合する。 ○班長は班員の集合状況を把握する。 ○班長は広域避難所支援活動マニュアルに従い、避難所の安全点検、避難者受け入れ準備、受付業務を班員を指示して行う(詳細はマニュアル参照)	

## 2, 平常時の活動

災害に備え、平常時に以下の事項を防災プロジェクトで実施する。

### (1) 防災資料等の更新

防災プロジェクトは、毎年度次の資料の作成・更新を行う。  
住民安否・被災情報集約表、町内会毎の世帯数一覧表、  
要員リスト、連絡網リスト、傷害保険等への加入

### (2) 防災資機材の点検と補充

防災プロジェクトは、毎年度、3項記載の各班所掌の資機材リストに基づき、資機材の点検を行い、員数及び機能が確保されていることを確認する。また、修理が必要な場合には処置をとる。なお、新規に購入等の手配が必要な場合には所要の手続きを行う。

### (3) 防災研修の実施と派遣

- ・防災プロジェクトは、新たに活動要員になられた方々を対象に災害時の対応能力を向上させる研修を年1回以上実施する。
- ・また、学区内の防災意識を高揚すること、また、防災能力を向上させることを目的に研修(講習)を年1回以上実施する。
- ・防災プロジェクトリーダーは学区外で実施される各種研修で必要なものについて積極的に要員を派遣し、研修成果を防災計画に反映する。

### (4) 防災訓練の実施

防災プロジェクトは、学区内住民を対象とした災害時の対応能力を向上させることを目的とした訓練を年1回以上実施する。

### (5) 防災組織のメンバー交替時の確実な引継ぎ

活動要員の交替があるときには前任者から後任者に資料等の確実な引継ぎを行い、遺漏が無いようにする。

### (6) その他

本部長はその他、必要な事項が生じた時には協議会の役員と協議し、対応措置を講ずる。

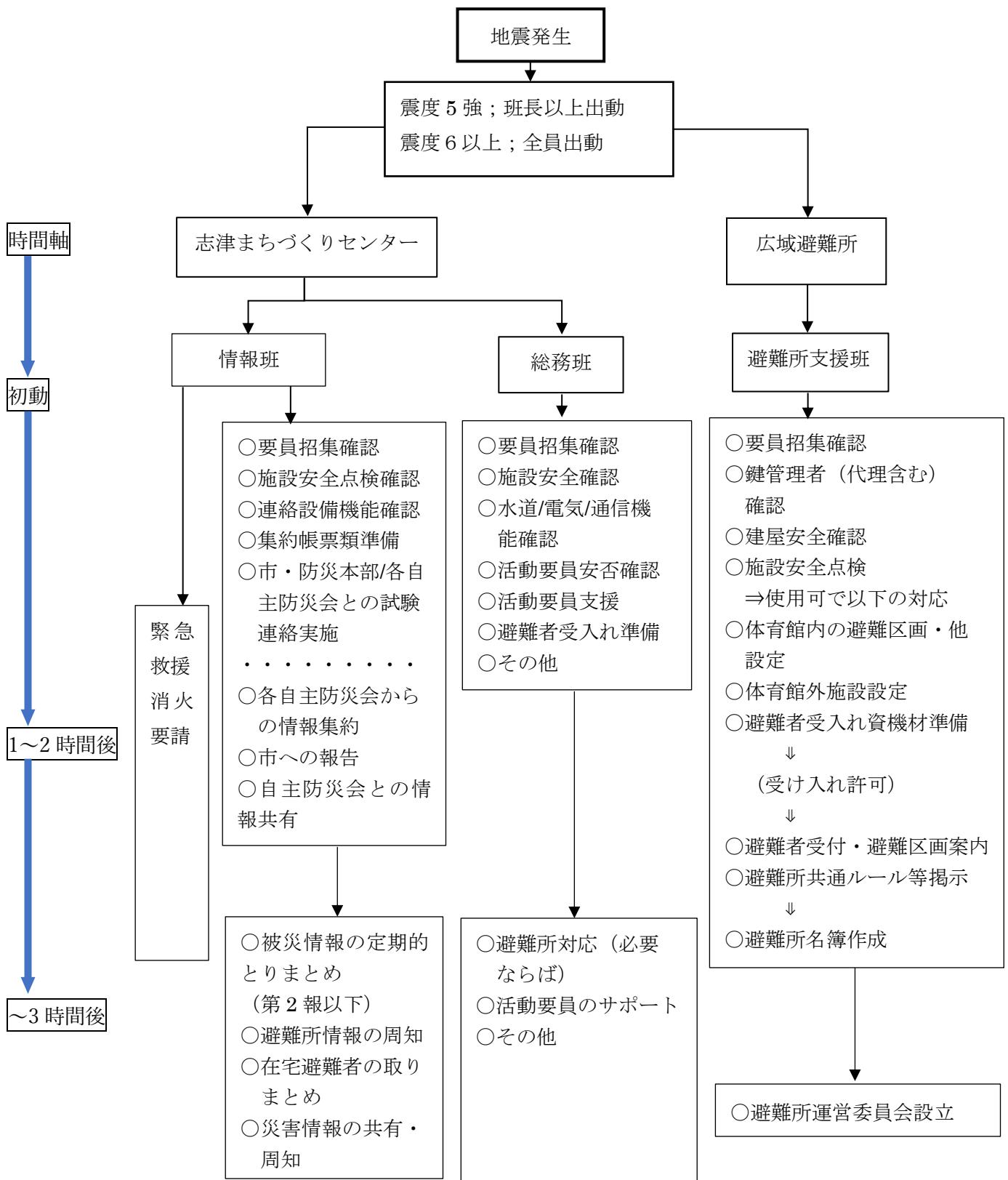
## 3, 災害対応資機材リスト

(現状、防災資機材は整備していない。今後整備する計画である)

## 4, 町内会等の自主防災会との連携

学区防災会は学区内自主防災会と緊密な連携のもとにのみ機能できる組織である。各組織は独立しており、自主的な協力のもとに災害対応を実施する相互補完的な関係にあることを前提とする。

# 「志津学区防災組織」の災害発生時対応の基本的な流れ



(以降、安定するまで継続)